

# 持続可能な循環型モデル支援事業（令和5年度地域振興推進事業） 業務委託に係る企画提案募集要項

## 1 趣旨

この事業は、県内に活動拠点を有し、1年以上の活動実績がある団体等（以下「団体等」という。）が、鹿児島県大島支庁（以下「県」という。）との委託契約により、「住み続け暮らしやすい奄美地域の形成」に向け、奄美群島が誇る奄美ならではの地域資源を地域活性化に生かすモデル事業を実施するものです。

※ 事業の実施を希望する団体等は、県に事業の企画を提案します。提案があった事業の中から、企画提案競技（企画コンペ）により、業者を選定します。

## 2 応募できる団体等

応募できる団体等は以下のとおりです。いずれも、県内に活動拠点を有し、1年以上の活動実績があるものとします。

- (1) 法人格を有する事業所
- (2) NPO法人など民間の非営利活動団体（任意団体の場合は、会則や規則等を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されていることを条件とします。）
- (3) 地域コミュニティ組織（自治会、町内会、地域コミュニティ協議会等）

## 3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

## 4 対象となる事業

対象となる事業は、次の全てを満たす必要があります。

- (1) 営利を目的としない（※）事業であること。
- (2) 5(1)の「事業の目的」に沿ったものであり、「住み続け暮らしやすい奄美地域の形成」にむけたモデル事業であること。また、奄美群島における広域的課題やその地域ならではの課題の解決に向けて取り組む先進的・先駆的な事業であること。
- (3) 団体等の特性（専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等）を活かすことにより、成果が期待できる事業であること。
- (4) 事業終了後（翌年度以降）も事業成果を活かした取組が行われる事業であること。

※ ここでいう「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対して、剰余金（利益）を分配したり、財産を還元しないということです。

## 5 事業内容

### (1) 事業の目的

奄美群島は、豊かな自然環境や農林水産物、伝統工芸品、島ごとに異なる魅力を持つ多彩な文化、人と人とのつながりである「結いの精神」など様々な地域資源を有している一方、高齢化や若年層の人口流出などにより地域・集落の力が弱まりつつあり、群島全体で人口・労働力などが縮減しています。

このような状況の中「持続可能な奄美群島」の実現に向け、奄美群島が誇る奄美ならではの地域資源を地域活性化に生かすモデル事業を実施することで、住み続け暮らしやすい奄美地域の形成に取り組みます。

#### 【地域形成のイメージ（例）】

- ⇒ 奄美群島ならではの地域資源（例：豊かな自然環境や農林水産物、伝統工芸品、結いの精神や集落に残る文化など）を地域活性化に生かした事業を想定。
- ⇒ 地域活性化のテーマ例
  - ・ 地域全体での子育てサポート
  - ・ 「シマ」を愛し世界に通用する人材の育成
  - ・ 文化・スポーツの振興
  - ・ 観光と環境の両立、脱炭素社会に向けた取組の促進
  - ・ にぎわい創出・地域の活性化
  - ・ 移住促進（U I Jターンの動機付けや集落と移住希望者との相互理解）
  - ・ 農林水産物の販路拡大
  - ・ 食育、花育及び魚食普及の推進（地産地消）
  - ・ 地域資源（物的・風習など有形無形問わず）の再確認・発見・継承
    - ※ 急激な環境の変化により失われつつある「奄美らしさ」の継承
  - ・ 伝統工芸品等の認知度向上、担い手育成 など

### (2) 取組の具体例

- 事例①**：ガイドや旅行会社に対して環境文化の講習を実施。  
ガイドの専門知識の深化・技能向上等のレベルアップを図る。
- 事例②**：群島内で学術研究を行う教育機関が、風土や自然環境に関する研究結果を地域集落に紹介。成果を地域に還元し、住民の意識醸成や地域を担う人材の育成を図る。
- 事例③**：地域の風習をデジタルパンフレットとして作成・保存。  
観光パンフレットとして活用
- 事例④**：群島内のステークホルダー（行政・事業者・住民など）に対し脱炭素の理解促進に関するセミナーを実施など
- 事例⑤**：集落内での観光客受入に関する自主ルール策定、おもてなし講習の実施、マニュアル作成、集落あるきのデジタルハザードマップを作成
- 事例⑥**：ワーケーションや漁業・農業体験などを観光コンテンツ化するため、モデルツアーを実施 など

## 6 事業費

1件当たりの事業費の額は、1,500千円以内とします（消費税込）。

契約額については、選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積り合わせを行い決定します。

## 7 採択件数

5件

## 8 事業の実施期間

令和5年8月から令和6年2月29日

## 9 事業の実施形態

県との委託契約による。

## 10 対象となる経費等

### (1) 対象となる経費

対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。

人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、施設等整備費、設備・備品購入費等

### (2) 施設及び設備・備品の整備

ア 本事業における施設や設備・備品の整備は、本事業の目的を達成するために真に必要な不可欠であり、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限るものとし、上限額は原則として総事業費の1/2以内とします。

イ 施設整備に国及び地方公共団体等の他の事業が活用できる場合には、それを優先するものとし、活用が困難な場合に限り、本事業の対象とすることとします。

なお、その場合、当該施設等の整備に係る経費に充当できる割合は、他の事業の補助率等（助成率、交付割合等）以下とします。

## 11 応募期間と応募方法

### (1) 募集期間

令和5年5月12日（金）～6月9日（金）17時まで（必着）

### (2) 応募方法

(3)の提出書類を応募先に郵送（信書便含む）するか、直接お持ちください。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

### (3) 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 添付資料

- ① 団体等の定款，規約，又はこれに代わるものの写し
  - ② 団体等の直近1年間の事業報告書，活動(収支)計算書及び貸借対照表又は財産目録
  - ③ 団体等の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料
- ※ 提出書類の様式は，県のホームページに掲載していますので御利用ください。  
また，提出された書類は，お返ししませんので御了承ください。  
[ホーム>県政情報>入札情報・資格審査>入札情報>令和5年度持続可能な循環型モデル支援事業の企画提案の募集について]
- ※ 提出に係る経費は申請者の負担となります。

(4) 提出部数  
各7部

- (5) プレゼンテーション  
事業実施を希望する団体等に対して，事業内容等に関するプレゼンテーション（対面又はWEB会議にて実施）を実施します。
- ※ プレゼンテーションに際しては，(3)の書類以外の資料の提出も可

## 12 質問及び回答

- (1) 受付方法  
本事業に関する質問がある場合には，質問票（様式第4号）により，「19 問合せ及び応募先」に記載のメールアドレスに電子メールで提出すること（電話で受領確認を行うこと）。
- (2) 質問受付期限  
令和5年5月22日（月）17時まで
- (3) 回答  
令和5年5月26日（金）までに県ホームページにおいて公表します。

## 13 審査・選考方法

審査及び選考は，委託業者の選定を行うために大島支庁に設置する選定委員会において行います。

## 14 審査基準

審査にあたっては，本事業をきっかけに，5(1)の「事業の目的」に向けた道筋を示せるかを重視します。そのため，事業の終了の際に，群島内で横展開させるための検討等に関する報告を求める予定です。

- (1) 事業目的の的確性
  - ・ 地域課題の解決を目的とした先進的・先駆的な取組であり，他の地域や団体のモデルとなるものであること。
- (2) 事業内容の実現性
  - ・ 事業内容に具体性があり，実現可能であること。
  - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること。

- (3) 事業実施方法の妥当性
  - ・ 団体等の特性を生かすことができるものであること。
  - ・ 必要に応じて多様な主体と協働して実施するものであること。
- (4) 事業の継続性
  - ・ 事業終了後も、事業成果を生かした取組が行われることが確実であること。
- (5) 事業費の妥当性
  - ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること。 など

## 15 会計処理等

- (1) 会計区分  
本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管  
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
  - ア 事業完了後の財産の帰属  
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属します。
  - イ 財産の管理及び使用  
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で団体等と県が取り決めます。  
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。  
また、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けないで、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保、又は処分に供してはならないものとします。

## 16 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）
  - ア 事業を採択された団体等（以下「事業実施者」という。）は、県と実施に向けた協議を行います。  
なお、協議の結果、事業内容の一部を変更する場合があります。
  - イ 県と事業実施者は、協議に基づき、事業の仕様書を作成します。  
なお、仕様書では、具体的な事業内容、スケジュール、経費等を明らかにします。
- (2) 見積書等の提出  
事業実施者は、事業費の見積書と下記の書類を県に提出します。
  - ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日

付け生文第197号)の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」(様式第3号)  
イ 県税の納税証明書(各地域振興局・支庁の県税課(鹿児島地域振興局は県税管理課)で発行します。)

- (3) 契約の締結  
県と事業実施者との間で契約を締結します。
- (4) 事業費の支払い  
事業費の支払いは、原則として履行確認後(事業完了検査後)に行います。  
ただし、前金払が必要な場合は、その割合等を契約時に取り決めます。
- (5) 事業実績報告  
事業実施者は、事業終了後、事業実績報告書を提出します。

## 17 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等  
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施団体における情報提供  
実施団体は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

## 18 スケジュール

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1) 募集開始              | 令和5年5月12日(金)     |
| (2) 質問受付期限            | 5月22日(月)17時まで    |
| (3) 質問回答              | 5月26日(金)まで       |
| (4) 応募書類の提出期限         | 6月9日(金)17時まで(必着) |
| (5) 応募事業のプレゼンテーション    | 6月下旬(予定)         |
| (6) 応募事業の審査による実施事業の採択 | 6月末(予定)          |
| (7) 選考結果の通知、公表        | 6月末(予定)          |
| (8) 事業の委託契約の締結        | 7月下旬(予定)         |

## 19 問合せ及び応募先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3  
鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課 地域振興係  
TEL: 0997-57-7218  
FAX: 0997-57-7219  
Email: oosima-s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp